

八・九世紀伊勢神郡の再編成過程と領域性

— その歴史地理学的試論 —

堀 健 彦

【要約】 いわゆる伊勢神宮の維持基盤のひとつである伊勢神郡の歴史的展開については、従来多くの研究が積み重ねられてきた。その中でも、八世紀末頃の神郡の変化は神郡の神域化としてとらえられ、時系列的な分析が行われている。この点に関して筆者は領域性という視座を導入することによって、より議論を深化することができると考えている。領域性とは R. D. Sack によれば「地理的範域に対して制限を加え制御を主張することによって人々・諸現象・諸関係に作用・影響を及ぼし、管理しようとする個人ないし集団の性質」であり、地理学においてはこのような視角に立った研究が近年盛んである。よってこのような研究動向を踏まえて、具体的な分析をおこなう。まず、神郡における人間の編成の問題を取り上げ、成立期においては様々な属性の人間が存在した可能性ないし一般民戸から成り立っていた可能性のある神郡が、八世紀中の或る時点までに神郡領域を単位とした分類に基づいて編成されるようになったとも考えられることを述べる。そして、これが神郡領域の領域性の性質に基づくものであることを指摘する。次に神界という神郡領域を画する境界を取り上げ、神界の実体、神界をめぐる排除などを検討する。その結果を受けて、神界に強く現れる規制の形成を具体的に把握する。さらに、それらを基礎として帰属意識の創出といった領域性の戦略的使用がなされた可能性を想定する。以上の分析を通じて、八・九世紀伊勢神郡の再編成過程における領域性という空間の論理が伊勢神郡という社会を形づけている有り様と伊勢神郡の社会の構造が空間を規定する有り様の連接を明らかにする。

史料 七八卷一号 一九九五年一月

第一章 はじめに

周知のように、いわゆる伊勢神宮は、律令制度のもとで極めて重要視された神社であり、その維持基盤として神郡・神

戸・神田が与えられていた(図一参照)①。しかしながら神郡や神戸などは律令制の下で組織されたものであり、律令制が動揺し始めると、それに対応するために神宮自身がその強化に乗り出すことになった。その際、神宮に距離的に近接する伊勢神郡はその近接性ゆえに独特の位置付けがなされ、特有の歴史を展開した。

伊勢神郡の歴史的发展については、従来多くの研究が積み重ねられている②。その中でも古代史研究者は、例えば高島弘志が神郡司の機能変化から八世紀末から九世紀初頭にかけて神郡が変質したことを想定するなど、八世紀末が神郡の展開の一つの画期であったというほぼ共通した見解を提示するに至っている④。この八世紀末の変化について熊田亮介は神域化という側面からの考察を行っている⑤。しかしながら氏の歴史事象の時系列的分析は後述するような観点から見た場合、議論を深化する余地が残されているように思われる。

この点に関して筆者は領域性という視座を導入することによって、より踏み込んだ議論ができると考えている。地理学では領域性という概念は古くから政治地理学などで論



第1図 神戸・神郡の位置

及されてきた。そして近年、従来のものとは異なった問題意識の下、領域性についての研究が増加する傾向にある。^⑥その中で、R. D. Sack は領域性を「地理的領域に対して制限を加え制御を主張することによって人々・諸現象・諸関係に作用・影響を及ぼし、管理しようとする個人ないし集団の性質」としてとらえている。^⑦Sack は全ての領域に共通して発生し得る領域性の性質として、①タイプではなくエリアによって分類されること、②境界を通じて領域性は示されること、③領域にたいする排除の傾向の強化、の三つの基本的性質を指摘し、それから七つの性質が派生的に生じると論じた。さらに Sack は領域性の性質の結合によって一四の影響が発生するとし、どの性質が結合することによって影響が生じるかをマトリクスの形で示している。地理学において Sack の定義は現在のところ最も明確な領域性概念の定義であり、Sack 以外の論者の領域性概念の理論的考察を参照しつつも、本稿では Sack の定式化を領域性概念の基本的定義として採用しておきたい。^⑧

筆者がこの視角を採用する意図は、領域性という空間の論理が社会を形づけている有り様と社会の構造が空間を規定する有り様の連接を説明しようとするところにある。^⑨この視点をとることによって、神域化という面から論及されていた事象をも包摂し、神郡を編成した権力の問題として「神域化」を分析することが可能になると思われる。よって、次章以降では領域性概念を鍵として、歴史事象の時系列的分析からさらに一歩踏み込み、八・九世紀の伊勢神郡という空間とそこに展開した人間集団の活動について考察を加えていく。^⑩

① ③ 高嶋弘志 「神郡の成立とその歴史的意義」『日本古代政治史論考』吉川弘文館 一九八三 は神郡の特徴として神郡司任用の特別措置・神郡の畿外性・神郡神社の神格とその奉斎氏族の三点をあげている。神郡司任用の特別措置とは養老七年（七三三）の太政官符によって神郡司に限り、三等親以上の連任が認められていることを指す。律令国家が神郡に同族支配を許した理由として神郡司が一般行政だけで

なく祭祀にも関与していたためと説明されている。二番目は④平野博之「神郡―その成立期を中心として」九州史学二 一九五九が主張した説である。平野は神郡は神郡神の神格の高さという要因のみによって設けられたのでは無く、神が畿内以外の遠隔地に存在していたため、神郡が設けられたと考えている。三点目は、神郡神社は極めて格の高い神社であり、そのような神郡神は出雲氏・紀氏・度会氏等

の地方氏族、中臣や忌部氏等の中央祭祀氏族によって、独占的かつ世襲的に奉斎されていた事を指す。次に、神田とは「収獲を神社の諸経費にあてるための田」〔角川日本史辞典第二版〕角川書店 一九七四〕であり、神宮には延喜式によれば計三六町一段の神田が存在していた。また、神戸は『角川日本史辞典第二版』によれば、「神社に属しその経済を支えた特定の戸」であるが、詳細は本稿第二章を参照。② その量は極めて膨大であるが、一九八四年までの神宮関係の著書・論文の一覧が田中卓『伊勢神宮の創祀と発展』国書刊行会 一九八五三九二～四七二頁に収められている。

③ 前掲 第一章注④

④ 熊田亮介『律令制下伊勢神宮の経済的基盤とその特質―神郡を中心として』『日本古代史研究』吉川弘文館 一九八〇 ⑤ 大関邦男「神郡について―伊勢神郡を中心に―」日本歴史四七〇 一九八七 など。

⑤ 前掲 第一章四④

⑥ a 上田元「領域性概念と帰属意識―諸概念の展開とそのメタ地理学的反省」人文地理三八―三 一九八六 b J. Wolch & M. Dear ed. "The power of geography: How territory shapes social life" UNWIN HYMAN 1989 c 上田元「習志野市における住民参加の制度とその領域性」地理学評論六二A―六 一九八九 ④ M. Chisholm & D. M. Smith ed. "Shared Space: Divided Space-Essays on

Conflict and Territorial Organization" UNWIN HYMAN 1990 ⑥ 杉浦直「旧藩境地域における空間組織と領域性―北上市鬼柳・相去地区の調査から」人文地理四三―五 一九九一 など。

⑦ R. D. Sack "Human Territoriality: A Theory" A. A. G. 73-1 1983, R. D. Sack "Human territoriality: its theory and history" Cambridge University Press 1986

⑧ Sack は排除という遠心的側面のみを指摘するが、第三章で示す如く筆者は表裏の側面として領域内での求心力の発生を想定している。

⑨ Sack の領域性の定義は領域性を戦略としてとらえており、明示的には空間が社会を形付けているように見えるが、その背後にはそれを遂行する主体としての社会の存在が暗示的に含意されていると考えられる。すなわちここで言う空間とは単なる物理的空間ではなく、社会によって彫琢された結果物としての空間である。本稿ではこれを主に領域という語、そしてその作用を領域性という概念でとらえていく。

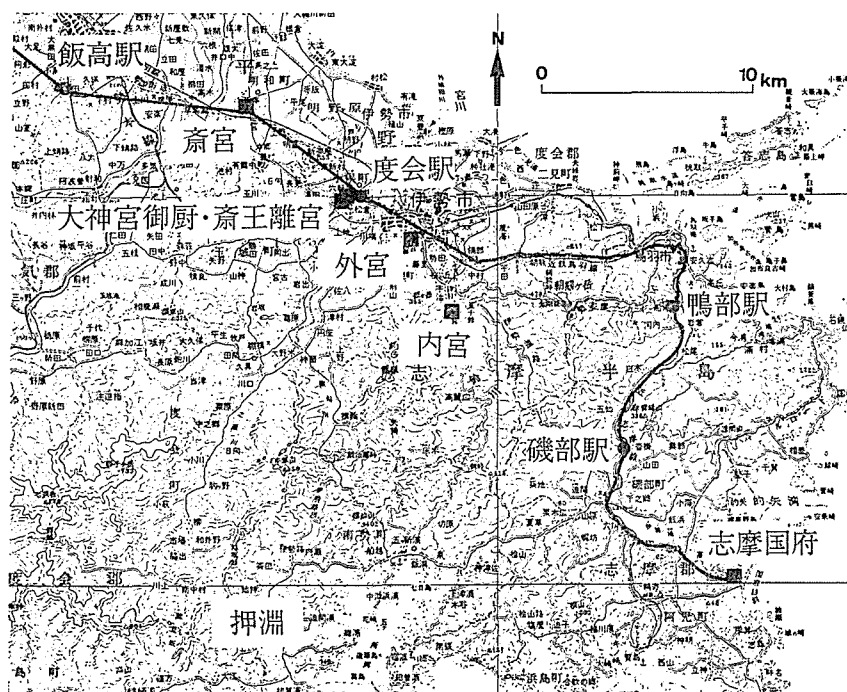
⑩ 棚橋光男の研究「〔中世における伊勢神宮の支配機構と領主裁判権について〕日本史研究一九・一四〇 一九七四」は中世伊勢神郡を取り上げ、領域性と密接に関連した観点から分析を加えたものと見ることも可能であり、本稿とは考察の対象時代が異っているものの興味深い。しかしながら、以後の棚橋の研究においては、必ずしも特にこの観点を推し進めるかたちでの研究の深化は見られないようである。

第二章 神郡における人間の編成原理とその変化

本稿が対象とする伊勢神郡とは度会郡と多気郡（多気郡から分立した飯野郡も九世紀末に神郡となった）の総称であり、現在の三重県伊勢市、松阪市・鳥羽市の一部、多気郡・度会郡といった行政区域に相当する（図二）。

これらの地域は元来、在地の有力な豪族であり内宮外宮両方の神職であった度会氏の勢力圏であり、ひとまとまりであったと伝えられている。^②すなわち令制以前の神郡においては在地の豪族、度会氏が神宮の祭祀権と通常の郡行政権の両方を掌握していたと考えられる。^③それが、全国的な律令体制の成立と軌を一にする形で、孝徳朝の建評や天智朝の飯野郡の分離独立などが行われ、度会郡・多気郡・飯野郡という律令制下の地方支配組織として確立するに至った。^④度会氏は七世紀頃には中央祭祀氏族である中臣氏の務める大神宮司の管理下に置かれるようになり、新興の荒木田氏によって内宮禰宜の地位を追われた。^⑤そして従来占めていた郡司の地位からも疎外されていく傾向にあった。このような一連の動向の政策的意図は祭祀・行政の両面に権力をもっていた度会氏の権力の分断・削減にあったと考えられる。^⑥

この変化は、在地の豪族である度会氏によっ



20万分の1地勢図「伊勢」（国土地理院：昭和56年編集，昭和63年修正）を40%縮小

第2図 伊勢神郡の概観図

て担われていた神宮祭祀の在り方を変化させることになる。すなわち、やや図式的に説明するならば、元来、民族的な結合体の上に築かれていた神宮祭祀は、律令制の成立が民族的な結合体を否定することによって、その存在基盤を危うくすることになると思われる。それゆえ神宮祭祀は新たな基盤を必祭とすると考えられるが、その選択肢は律令体制に限られており、必然的にそれを選択することになると考えることができる。

これを領域の問題に引き付けて考えてみたい。氏族の勢力圏とは血縁性をもつという意識を共有する構成員が分布する範囲であると考えることが可能であると考えられる。^⑦これは、いわば社会的関係が領域を決定する社会であると言い得ると思われる。これに対して律令制はその完成された形において国郡の様な領域的な枠組みが社会的関係の広がり限定すると考えられることが可能であろう。そして伊勢神郡においては、前の段階が度会氏という在地氏族が勢力をもって祭祀を行っていた段階であり、後の段階が中央派遣の祭祀氏族である中臣氏などによって律令体制に基づいた祭祀が遂行された段階に相当すると思われる。

また、律令に則った政治行政がやがて弛緩し、調庸の粗悪化・未進や浮浪人の頻出が示すような動揺が見られるようになる。このような律令に基づく体制の衰微・変容についてはいわゆる王朝国家の成立をめぐる問題として議論が行われている。^⑧それによれば律令に基づく人身支配と土地支配の重層的な支配システムが行き詰まり、一〇世紀ごろには人身への賦課が土地への賦課へと転換・再編され、土地を把握することによって人身をも間接的に掌握する体制に変化したと論じられている。そして、それに先立つ九世紀ころには一般的な傾向として、国司は国内の全ての領域と人間を掌握すべく行動し始めていることが報告されている。^⑨すなわち、人間をどのような原理で編成するかということに限定して述べるなら、国や郡といった領域を単位とした人間の把握・支配と、公民・雑戸・封戸・浮浪人などといった人間の属性を基礎として人身を把握する制度である戸の編成による支配とによる重層的な編成原理から、領域の原理が前面に押し出され、居住する領域にもとづいて、人間の属性に対しては従来ほど重視することなく、一括して人間に支配を加えるという方式への変

化の時代として本稿が対象とする年代をとらえることが可能であろう。

このような一般的な議論を踏まえた上で、伊勢神郡について考えて行く。伊勢神郡において、先に述べたような問題を考える際に注目すべきなのが神戸と神郡をめぐむ問題であるだろう。神郡と神戸の関係についての有力な見解に『故事類苑』の「神郡トハ、全郡皆神戸ナルヲ云フ」という通説的理解があった。^⑩現在では田中卓や平野博之らによって、神戸の数が一郡全てを占めると考えるには少なすぎることを根拠としてこの解釈は否定されている。^⑪しかし伊勢神郡については二氏共その神戸数の多さを理由として神郡内の全ての戸が神戸であると結論づけており、伊勢神郡に限っては『故事類苑』の解釈は説得力を有するとされていた。

この通説に対して熊田は神戸ではない駅戸などが度会郡に存在していた点を指摘し、神郡内が完全に神戸のみから成り立っていたとは考えられないと主張した。^⑫また戸数を限って設定される神戸から構成される神郡は、戸数が一定であるにもかかわらず、資料に見られる神郡の戸数が変動していることから、神郡が神戸のみから構成されていた可能性を否定した。さらに「神社周辺に存在」し「神社祭祀を支える、従属性の強い、祭祀專業集団」であり神戸条によって規定されている神戸と、別勅封の形で与えられ「封戸の実体は公戸であり封戸制は公戸の一部を割いてその租庸調を封主に給する給与制度」である封戸とを区別する見解に立って、^⑬神郡内の民戸を神戸と呼称した資料がないことを指摘し、神郡内の民戸は封戸であるとは言えても神戸とは言いがたいとした。そして神郡は神戸から成り立っているものではなく一般民戸からなっており、その一般民戸が大宝二年の段階で郡を単位として神宮の封とされた結論づけた。^⑭

このようなこみいった神郡と神戸の問題を考える上で手掛かりとなるのが神郡や神戸に係する呼称例と神郡及び神戸の戸数の変化の資料であるだろう。^⑮表一は九世紀末以前の神宮に係する人間の呼称例を集めたものである。神戸・神郡という用語の区別については熊田も検討を加え「諸所に散在する神戸を『神戸』あるいは『神戸百姓』と総称する例は」多く見られるのに対して「神郡内の民戸を『神戸』または『神戸百姓』と呼ぶ例は、まったくみられない」ことを指摘し、

第一表 呼 称 資 料 一 覧

* 神郡を単位とする例

呼称資料年月日	呼 称 例	内 容	出 典
持統6(692)閏5・丁未	二神郡	赤引糸の徴収を許す	日本書紀
神設景雲元(767)4・14	伊勢国多気郡人外正七位下取磯部忍国	錢などを献じて叙位される	続日本紀
宝龜5(774)7・23	二ヶ神郡逃走百姓	逃亡神郡百姓の口分田田租神税化	神宮雜例集
宝龜5(774)8・27	神郡百姓/多気度会二箇神郡百姓	逃亡神郡百姓の口分田田租神税化	類聚三代格
宝龜6(775)5・朔	伊勢国多気郡人外正七位下取磯部忍国	取臣姓を賜る	続日本紀
延暦11(792)7・3	神郡	斎王の祓の費用・京の乾親の調達	類聚三代格
延暦11(792)7・3	神郡百姓	斎王の祓の費用・京の乾親の調達	類聚三代格
延暦16(797)8・21	神郡裸丁	太神宮御厨などの修理に充てられる	園太羅所引 神祇官符
	度会郡丁九人	福宜の作る赤引糸を使った衣を着る	内宮儀式帳 99頁
	二箇郡歌人。歌女。	6月の祭に参加	内宮儀式帳 124頁
	二箇郡歌人。歌女。	9月の祭に参加	内宮儀式帳 124頁
	赤引生糸四十斤。神郡会郡。調先糸。	赤引糸の徴収	内宮儀式帳 132頁
	郡内諸百姓等	私家を祓清め、調糸を持参	内宮儀式帳 132頁
	神郡度会郡	年祈料の赤引糸を用意する	内宮儀式帳 148頁
	赤引御調糸冊納。依例度会郡所進。	6月の月次祭の準備	内宮儀式帳 150頁
	度会郡	月次祭の費を進上する	内宮儀式帳 152頁
	度会郡諸郡百姓等	神嘗祭に雑御費を進める	内宮儀式帳 171頁
	度会郡備丁	土師物忌と共に膳器をつくる	外宮儀式帳 202頁

	多気郡有爾郷人夫等	新宮の造宮に関与	外宮儀式帳 218頁
	已戸人并多気郡司貢上丁	御馬飼内人が幸いる	外宮儀式帳 251頁
	二箇郡歌人、歌女。	6月の祭に参加	外宮儀式帳 255頁
	二箇郡歌人、歌女。	9月の祭に参加	外宮儀式帳 256頁
	郡内人夫	月次祭に年折料と明曳米を進める	外宮儀式帳 271頁
	度会郡郷々	月次祭の為、賀を進める	外宮儀式帳 274頁
	二箇郡郷人夫	月次祭の為、庸米を進める	外宮儀式帳 275頁
	多気度会二箇神郡	月次祭の為、明曳調米を進める	外宮儀式帳 278頁
	二箇郡歌人、歌女等	門の内待って儺歌等を歌う	外宮儀式帳 280頁
	度会郡郷々人夫	神嘗祭の為、賀を進める	外宮儀式帳 294頁
	二箇神郡人夫	神嘗祭の為、庸米を進める	外宮儀式帳 295頁
	二箇郡歌人、歌女等	門の内待って儺歌等を歌う	外宮儀式帳 299頁
	神郡百姓等	百姓の新穀の決断権を宮司に移譲	類聚三代格
弘仁8(817)12・25	神郡人	願宣の資人の任用	三代実録
貞観8(866)正・24	神郡百姓	疫病で多く死ぬ	類聚国史
貞観8(866)5・26	太神宮封多気度会両郡百姓	賑給を受ける	三代実録
貞観8(866)7・4	度会多気坂野三箇神郡諸人	神宮校非違使の設置	類聚三代格
寛平9(897)12・22	度会郡人	神宮神官の任用規定	大神宮式
	神郡人	斎王参入時の浮橋の宮作	大神宮式浮橋条
	神郡人	願宣資人の任用規定	大神宮式宮司条
	度会郡二見郷磯部氏童男	戸座の任用	斎宮式

* 神郡と神戸を併記する例

弘仁3(821)5・辛酉	縣稅箱一千四百卅七束(中略) 度会郡九百廿束。多氣郡廿束。 神麻嶺百束。大半斤。細稅百束。神服織八十束。 大半斤。細稅八十束。飯野神戸十一束。大半斤 十束。	神嘗祭に縣稅箱を供進する 神嘗祭で神を進める 神嘗祭に縣稅箱を進める 齋館の廻防住籠を替える 月次祭の為、神を進める 神嘗祭の為の縣稅箱を進める 神嘗祭に御調荷前(綱)を進める 神嘗祭の為、神を進める 神嘗祭の為、縣稅箱を進める 斎事を乱し、逃散。正稅出挙実施 御阿官人の採用	内儀宮式帳 168頁 内宮儀式帳 171頁 内宮儀式帳 174頁 外宮儀式帳 198頁 外宮儀式帳 274頁 外宮儀式帳 288頁 外宮儀式帳 289頁 外宮儀式帳 294頁 外宮儀式帳 296頁 類聚国史 大神宮式鳥子名条
	細說十把。飯高神戸六束。雪志神戸六束。 安濃神戸六束。鈴鹿神戸六束。 河曲神戸六束。桑名神戸六束。 伊賀神戸卅束。細稅。尾張神戸廿束。 三河神戸十束。遠江神戸廿束。		
	二神郡所々神戸人夫等		
	二箇神郡。并國々所々神戸		
	多氣郡并神戸人夫作造七十餘尺		
	所所神戸人夫。		
	并二箇神郡郷々人夫等		
	縣稅箱六百七十束。「伊勢国神戸六百十束。伊賀。尾張。三川。遠江四国神戸六十束。」		
	多氣郡度会郡二箇神郡。 國々所々神戸人夫。		
	所所神戸人夫。并二箇神郡郷々人夫等		
	二箇神郡。国国處處神戸	齋事を乱し、逃散。正稅出挙実施	類聚国史
	伊勢国多氣。度会。及飯野。		
	飯高等七郡神戸百姓等		
	三箇神郡并六處神戸百姓	御阿官人の採用	大神宮式鳥子名条

	三神郡并六處。及諸国神戸者	正税出奉の禁止	大神宮式神戸条
	三神郡及神戸百姓	出身規定	大神宮式出身条
	神郡并神戸	斎宮仕丁の採用規定	斎宮式月料簡料条
	神郡并神戸百姓	斎宮仕丁の採用規定	民部式

* 神戸の例

大宝2(702) 8・癸亥	神戸調	神戸服料に用いる	続日本紀
養老6(722) 3・3	大和国宇陀神戸司	神戸司が縣造を訴える	太神宮諸雜事記
天平2(730) 7・癸亥	神戸用調等物	斎宮の年料にあてゐることを停止する	続日本紀
宝龜4(773) 10・13	伊雜神戸	伊雜神戸の檢田	太神宮諸雜事記
延暦10(791) 12・26	神戸	焼失した神宮の再建の差発	仁安四年公卿勅使記
延暦11(792) 7・3	神戸	斎王の祓の費用・祭の乾麩の調遣	類聚三代格
	神戸	縣造が貢進する	内宮儀式帳 7頁
	志摩国神戸百姓	御贄をだす	内宮儀式帳 28頁
	志摩国神戸百姓	三節祭に雑御贄を進める	内宮儀式帳 99頁
	国々所々神戸百姓	湯贄神贄及び神酒等を進める	内宮儀式帳 101頁
	志摩国神戸百姓	月次祭に生贄を進める	内宮儀式帳 162頁
	処々神戸	神嘗祭に荷前物をだす	内宮儀式帳 167頁
	伊賀、尾張。三河。遠江。四箇国神戸	神嘗祭に荷前物をすすめる	内宮儀式帳 167頁
	神酒貳拾参缶。伊勢国十五缶。神服緣。神床額二缶。		
	度会宮根倉物忌供奉一缶。伊賀国神戸二缶。尾		

	張。三河。 江遠三國神戸各一岳。費廿七(州)荷。	神嘗祭に神酒を供進する	内宮儀式帳 168頁
	志摩国神戸人夫等	神嘗祭に湯貴御贄を進める	内宮儀式帳 171頁
	国々所々神戸人夫等	神嘗祭に神酒と御贄を進める	内宮儀式帳 173頁
	志摩国神戸人夫等	御贄を進める	外宮儀式帳 202頁
	志摩国神戸人夫	御贄を進める	外宮儀式帳 236頁
	志摩国神戸人夫(等)	月次祭の為、雜贄を進める	外宮儀式帳 274頁
	国々処々神戸人夫	月次祭の為、神酒と御贄を進める	外宮儀式帳 277頁
	伊賀。尾張。三河。遠江。 志摩国等神戸人夫	神嘗祭に御調荷前(絹)を進める	外宮儀式帳 291頁
	志摩国神戸人夫等	神嘗祭の為、雜贄を進める	外宮儀式帳 294頁
	国々処々神戸人夫等	神嘗祭の為、神酒と御贄を進める	外宮儀式帳 296頁
	神戸百姓	百姓の訴訟の決断權を官司に移譲	類聚三代格
弘仁 8 (817)12・25	神戸百姓	大神宮封戸は非改換の確認	類聚三代格
貞觀 2 (860)11・9	伊勢大神宮神戸百姓	大神宮司を訴える	三代夷録
元慶 7 (883)10・25	伊勢国坂野郡神戸百姓	大神宮司を訴える	大神宮式
	志摩国神戸人	伊雑宮の神職の任用規定	大神宮式
	神戸	雜俗で薪などを備える	大神宮式新康終
	神戸百姓	斎宮守衛の採用規定	民部式

* 封戸の例

大宝 2 (702) 7・癸酉	伊勢大神宮封物	濫觴を禁じる	純日本紀, (類格)
宝龜11(780) 5・壬辰	伊勢太神宮封	停止されていた封を復旧する	純日本紀

延暦20(801) 4・14	大神宮封戸	大神宮封戸は改滅の限りに非ず	類格(貞観2・11・9官符内)
延暦20(801) 9・13	伊勢大神封戸調	調を斎宮寮の雜用に流用する	新抄格勅符抄
延暦年間ごろ	神封部(中略)伊勢大神	神封の書き上げ	新抄格勅符抄
貞観2(860)11・9	大神宮封戸丁	大神宮封戸は非改滅の確認	類聚三代格
貞観8(866) 7・4	大神宮封多気度会河郡百姓	賑給を受ける	三代実録
元慶3(879)閏10・19	神封物	高宮物忌の月額にあてゐる	三代実録
	飯野郡封戸十束。伊賀国封戸卅束。	神嘗祭の祭料	大神宮式神嘗祭
	封戸調糸ノ封戸糸	御衣の材料徴収	大神宮式神嘗祭
	封戸	神宮の封の書き上げ	大神宮式封戸条
	大神宮封戸百姓	聚舍人の採用規定	斎宮式封戸条

宝龜6 (775) 6・5	神民石部楯粹、同吉見、私安良等	大神宮寺との対立	大神宮諸雜事記
宝龜6 (775) 6・5	神民等	大神宮寺との対立	大神宮諸雜事記
承和12(845) 9・10	神戸国司共寄於事相博、募神蔵、	川合庄関係	平安遣文076
寛平9 (897) 12・22	度会多氣飯野三箇神部諸人ノ神民	神宮候非違使の設置	類聚三代格
延長5 (927) 9	神戸神民	伊雜宮祭料の件で志摩国府へ進向	大神宮諸雜事記
延長7 (929) 7・14	竹郡神民口分	十一条七井於里に存在	平安遣文0233
延長7 (929) 7・21	飯野郡寺田并神民口分田坪付勘文		平安遣文0234
天慶9 (946) 8・26	停止公文一、以テ神民堪事之輩一	伊賀神戸の名張山預の補任	平安遣文0250

* 浮浪人の例

承和2 (835) 4・15	土浪人	密かに隠して田を作る	平安遺文058
	伊勢国度会。多氣。飯野三郡浪人	調庸の収取規定	臨時祭式神祇奈
	半分太神宮司以上神郡浪人へ刈送。 半分國司以上國內浪人へ刈送。	斎宮供用の鰯の調達規定	斎宮式調庸雜物奈
承平2 (932) 8・5	土浪人	大國庄・川合庄関係	平安遺文4560
承平2 (932) 10・25	土浪人	大國庄・川合庄関係	平安遺文0242

なお、儀式帳の頁数は神道大系本のものである。

神郡内の民戸は「神郡人」「神郡百姓」と呼称されると述べている。確かに表一の資料を見る限り、その想定は妥当であるように見える。しかしながらこれらの資料の大半は八世紀末以降のものであり、その点で限界を持っている。

表二は神郡及び神戸の戸数の変化を示したものである。このように神宮の封の戸数の総計の初見は宝龜十一年（七八〇）であり、その時点でほぼ後の神宮の封戸数に近いものとなっているが、宝龜十一年以前の神戸数やその増減の有無は不明で、何時の段階でこのような数になったのかは分からない。上にあげたような二つの資料的制約から、神郡設置の時点から神郡は全ての戸が神戸であるという神郡＝全神戸説や、大宝二年（七〇二）に郡を単位として封とされたとする熊田説など、幾つかの想定成り立つ所以があると思われる。

よって以下、そのような想定のうち、その成立の可能性について検討を加えてみたい。^⑦ まず注目したいのが『日本書紀』持統六年（六九二）閏五月丁未条の、先に持統天皇が免じた当年の伊勢国の調役のうち、二神郡の赤引糸は祭祀に必要なため徴集することを許した記事である。もし、神寺の封戸は公民と異なり減免などの皇沢に浴する事なかったという指摘に従うならば、^⑧ 一旦は調役の免除にあずかった当時の二神郡には神戸及び神社封戸以外の要素があった可能性が高いと言えるのではなからうか。また、平城宮から出土した木簡には「伊勢国度會郡繼椅郷庸米四斗□□」^⑨ というものがあ

り、神郡の庸米が中央に送られていた可能性はある。この木簡からは直接、その木簡の年代は分らないが、同時に出土した木簡から判断するなら、神護景雲を中心とした、上限を神亀五年（七二八）、下限を宝亀元年（七七〇）とする年代に想定される。^②すなわち、ごく穩当に判断するならこの木簡は度会郡から中央へ庸が送られていたことを示すと考えられ、神郡が必ずしも神戸のみから構成されていなかった可能性が高いと考えられる。以上のことから、神郡はその成立当初から神戸のみからなっていたとする神郡Ⅱ全神戸説や、大宝二年の段階で神郡内の一般民戸はその田租調庸が神宮に与えられる封として位置付けられたとする熊田説は成り立ち難いだろう。^③

次に神郡には神戸などは存在せず、一般民戸から成り立つ郡であったという可能性を検討する。この点に關係するのが平野邦雄の見解である。^④平野は神郡が大化前代のミヤケの実体を継承したものであり、「土地（領域）の支配を目的とするもので」「田租の徴収を第一義とし、神宮司は郡司をかね、神郡の田租を直接に検納する権限を有していた」と述べている。平野の説は部民制とミヤケ制の違いを神郡と神戸の關係

第2表 神郡並びに神戸の戸数の変遷

	伊 勢 国					伊 勢 以 外 の 国							総計	出 典	
	度会	多気	飯野	伊勢の 他神戸	小計	志摩	大和	伊賀	尾張	三河	遠江	小計			
神亀6年(729)						課丁130人 ¹⁾								『志摩国 輪庸帳』	
宝亀11年(780)													1023	『続日本 紀』	
延暦年間						944	65	1	20	40	20	40	186	1130	『新抄格 勅符抄』
弘仁12年(821)						875 ²⁾							131	1006	『類聚三 代格』
延喜式編纂時	537	334	170	152	1193	66	15	20	40	20	40	201	1394 ³⁾		『延喜式』 太神宮
神宮雜例集編 纂時	447	315	210	152	1124	66	15	20	40	20	40	201	1325 ⁴⁾		『神宮雜 例集』

1) この課丁数を神戸の標準丁数の2丁で割るなら、65戸となる。〔第2章注25参照〕

2) 弘仁12年8月22日の官符に記載される。他国の神戸131戸が出した5250束を個数で割ると1戸当たり約40束となる。そして伊勢國が出した35000束を40で割ると、875戸という数値が得られる。

3) 『延喜式』九条家本の注記にみえる戸数の解釈については熊田の見解に従う。〔第1章注4〕参照〕

4) 新神戸および新加神戸については本表に記載していない。

において追求したものであり、神戸と神郡の原理の相違という観点は極めて興味深い。しかし、氏の立論の根拠には幾つかの問題がある。^②むしろ、平野があげたような根拠からではなく、表一に掲げたような呼称例において、先の熊田の指摘にもあったように神郡内の人間を神戸の名で読んだ例はないことを根拠として、神郡内には神戸が設定されなかった可能性を考えるべきであると思われる。ただ、このように考えた場合の問題としては、本来神戸から選ばれる神職が神郡の中から選ばれることや、他の六つの神郡の大半で神郡内に神戸が存在したことが確認できること等説明したい点があるものの、これについては伊勢神郡と他の六つの神郡との間には違いが存在していたと考えることによって、説明することも可能であると思われる。

さて、これまで検討してきたのは神郡内が基本的に一つの属性の人間によって構成されていた場合であった。よって次に、複数の属性の人間が神郡内に存在した可能性について考えてみたい。^③熊田の神戸と神社封戸を区別する見解に従うなら、八世紀末以前の神郡内に存在した可能性のある人間の層性は、神戸、神社封戸、一般民戸の三つであると考えられる。その組み合わせによって、①神戸と神社封戸の混在、②神戸と一般民戸の混在、③神社封戸と一般民戸の混在、④神戸と神社封戸と一般民戸の混在の四つのケースが考えられる。八世紀末以前の段階での可能性としては、先の資料などが示すところから、②③④の三つが考え得る。しかしながら、さらに可能性を絞り込むことは資料的な制約から困難である。また、神戸や神社封戸などのそれぞれの割合や、それらが神宮と結び付くようになった正確な時期などについては不明な点が多い。けれども、このように考えることで神郡の戸数変動の原因や本来神戸から点定される神職が神郡から採用される理由が他の六神郡の状況とも整合的な形で説明可能となる。

以上のごとく、八世紀末以前の神郡の人間構成については右に述べたような四つの可能性があると思われる。よって次には八世紀末以降の神郡の構成について考えて行きたい。

八世紀末以降の神郡と神戸の関係については幾つかの資料からその関係を窺うことが可能である。八世紀末から九世紀

の段階の神戸と神郡の関係について、現存する資料の範囲で判断するならば、神郡内の戸は現実的には、特に神宮経済の上で、神戸にかなり近い存在となっていたと推測される。その根拠としてまず、神郡内の大半の戸が神戸ないし神社封戸と位置付けられていたと判断し得る資料として宝龜一一年の伊勢太神宮封一〇二三戸という数と後の神郡と神戸の戸数とがそれほど大きく離れていないことをあげることができる。また、神郡内に存在する人間に対して神戸の規定が適用されている例としては、弘仁八年（八一七）二月二五日付の太政官符の第六項目で神郡百姓等の不法に対して延暦二〇年（八〇二）五月一四日付の太政官符の一部が引用され、「神戸百姓有_ニ犯失_一者。行_ニ斎_一之外決罰如_レ法。」という神戸百姓に対する規定が神郡百姓に適用されている例、弘仁十二年（八二二）八月二二日付の太政官符が所引する延暦二〇年七月一日の官符において神祇令の神戸条が引かれ、神郡田租の問題とからめて論じられている例などをあげることができる。これは神郡内の戸と神戸との神宮経済上の位置付けが同一化しつつあることのみならず、それ以外の面での同一化ということをも端的に示していると思われる。

それゆえに、八世紀の神郡は一般民戸から成り立っていると想定する場合、八世紀後半の段階で神郡に存在する一般民戸が神戸ないし神社封戸と神宮経済上の位置付けにおいて同一化したことを推測し得ると思われる。

また、八世紀の神郡に様々な属性の人間の混在を想定する場合においても、八世紀後半の段階では、神郡内のほとんどの戸が神戸ないし神社封戸となっていたと考えられる。すなわち神郡においては基本的に神戸ないし神社封戸のみが存在したと考えることができるだろう。そして、神戸と神社封戸は「天平一一年に封戸の田租が全給となり、この点で神戸との差がなくなったこと、および同一五年に封戸の租数と丁数が改訂されたこと、加えて神社に封戸が充てられたこと等」が原因となつて、経済的な側面において比較的同質な実体になったと考えられる。

そして、以上のような理解に立つて八・九世紀にあらわれる神郡百姓という呼称を考えるなら、これは基本的に神郡内の神戸・神社封戸などがその属性によって区分されるのではなく、郡ないし郷といった領域的な単位によって編成された

呼称であると思われる。^④

以上、かなり大胆な考察を行ってきたが、不分明な八世紀の伊勢神郡と神戸の關係については先にあげた四通りの可能性をさらにまとめるなら、大きく分けて二つの存在形態が想定し得ると考えられる。すなわち、神郡は一般民戸からなる郡であった可能性と、神郡内にはさまざまな属性をもつ人間集団が存在した可能性の二つである。そして、八世紀末以降については、いずれの場合においても神郡内の戸は神戸と比較的団体的な存在であったと考えられる。さらに、神郡百姓という呼称は神郡内に存在した様々な階層の人間をその層性にしがたって支配する際に使用された呼称ではなく、領域によって分類し、支配する際に現れた呼称であると考えられ、それが領域性の性質のひとつである、「種類によって分類することや数え上げることの必要を省き、領域を単位として支配することを行っていた」可能性と関係すると思われる。

- ① 伊勢神郡は九世紀末以降、員弁郡（天慶三：九四〇）三重郡（応和二：九六二）安濃郡（天延元：九七三）朝明郡（寛仁元：一〇一七）飯高郡（文治元：一一八五）の計八郡に増加しているが、これらの五神郡と神宮の膝元である神三郡とは大きく異なっていた。
- ② 『神宮雜例集』第四 神封事
- ③ 大関邦男「古代伊勢神宮の財政構造」国史学 二八 一九八六
- ④ 『皇太神宮儀式帳』一 初神年度会多氣飯野三箇郡本記事
- ⑤ 前掲第一章二 一三五～一四二頁 但し、引用部分は『神宮の創祀と発展』と題して、一九五九に神宮司庁から出版されている。
- ⑥ 前掲第一章二 一三五～一四二頁
- ⑦ E. W. Soja, "The Political Organization" Association of American Geographers Resource Paper No. 8 1971
- ⑧ 坂本賞三『日本王朝国家体制論』東大出版会 一九七二 など
- ⑨ 西別府元日「平安初期の政治基調について—弘仁期を中心として」史学研究 一三七 一九七七
- ⑩ 『故事類苑』神祇部 六十 太神宮十 神領
- ⑪ 前掲第一章二 一六五～二〇四頁、前掲第一章二 ⑥
- ⑫ 前掲第一章四 ④
- ⑬ 熊田亮介「神戸について」文化三八—三四 一九七五
- ⑭ 前掲第一章四 ④
- ⑮ 熊田は管見の限りの唯一の例外として、『止由気宮儀式帳』の「懸税稲六百七十束伊勢国神戸六百十束。伊賀。尾張。三河。遠江四国神戸六十束。」という記載をあげて、「内宮での懸税稲の貢納主体は、神戸・神戸・神服織・神麻統がそれぞれ独立しており、外宮の場合も、右の記事以外は内宮と同じであるところからして、誤記の可能性がある」と述べている。けれども、内宮に神服織・神麻統の納めた懸税稲は大半斤でそれぞれ八十束と百束であり、同じく外宮には四十束と四十束である（懸税稲は同数なので除く）。また、伊勢国以外の国にある神戸が納めた懸税稲は内宮が五十束十細税三十束であり、外宮が六十束である。そして、伊勢国の七神戸が内宮に納めた懸税稲は合計す

ると四十七束であり、二神郡の納めた懸税稲は九百四十束であるのに対して、外宮の方は六百十束が伊勢国神戸の負担になっており、伊勢国の七つの神戸が六百十束の懸税稲すべてを負担したとは見難いだろう。よってこれは神郡と神戸を併せて神戸の名で呼んだものと見るべきであると思われる。そして、もし仮に誤記であるとしても、これは神郡内の戸が神戸と認識される余地があったことを示すことになるだろう。

⑮ 『続日本紀』宝龜二年（七八〇）五月壬辰条

⑯ 以後、駅戸などを除いて神郡内の構成を考えるものとする。

⑰ 上田正昭『日本古代国家論究』稿書房 一九六七 I—第五

⑱ 平城宮木簡四六五六、また、天平一七年（七四五）一〇月に、神郡である上総国安房郡から中央に進められた調の木簡（平城宮木簡三七）、年紀不明の上総国阿輸郡（安房郡）の調の木簡（平城宮木簡二二九〇）、天平勝宝四年（七五二）一〇月に神郡である鹿島郡から正倉院に収められた調庸の例などが報告されている。

⑲ 『平城宮木簡四 解説』奈良国立文化財研究所 一九八六九頁

⑳ 別の問題として熊田は神郡内の民戸が神戸であるか封戸であるかについては断定を避けているが、行論から窺う限りでは神郡内には氏が言うところの神戸は存在しないと考えているように見える点がある。もし熊田のいうごとく従属性の強い比較の少数の神戸と経済的な意味合いが強いとされる神社封戸を分けるならば、少数の従属性の強い祭祀事業集団たる神戸が神宮に距離的に近接する神郡内に設定されず、氏が経済的側面が強いとされる神社封戸のみから神郡が成り立っていると考えられるのが説明できないだろう。

㉑ 平野邦雄『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館 一九八五

㉒ 特に、平野が神郡内に神戸が存在しないと考える根拠である『神宮雜例集』第四神封事に記載される神戸の内訳に関する記事の解釈につ

いては疑問がある。平野はこの記事を検討して、本神戸に「神郡である度会・多氣二郡、そしてこのときは公郡であったが、もとは神郡の性格をもち、のちには神郡に編入される飯野郡が入っていないこと」に注目している。しかし、飯野郡に神戸が存在したことを示す資料は存在しており、飯野郡に本神戸が存在していないのは、飯野郡が元は神郡であったからではなく、新神戸・新加神戸が施入される以前に飯野郡が神郡化されたためであり、飯野郡と飯野神戸の事例をもって神郡内に本来、神戸が存在しなかった証拠とすることはできない。

㉓ 『和名類聚抄』において名草郡・意宇郡・安房郡に神戸郷が存在することや、香取郡の神戸大槻郷という郷名、『風土記』の鹿島郡の部分にみられる六戸の神戸などから判断して、多氣郡・度会郡以外の神郡に神戸が存在した可能性が高いだろう。

㉔ 大関（前掲第二章三）は『皇太神宮儀式帳』および『止由氣宮儀式帳』の分析から、神宮の祭祀に使用する品々の調達については、神郡を単位とした調達、神職による調達、諸国戸による調達、の三つの基本パターンを指摘している。このうち、神郡と関係していたのが神郡を単位とした調達のパターンと神職自らによる調達のパターンである。このような神郡内に存在する二つのパターンは神郡が複数の属性をもつ人間から構成されていた可能性を示すものかもしれない。

㉕ 『類聚三代格』弘仁八年（八一七）二月二五日付 太政官符「応多氣・度会兩郡雜務預、大神宮司二事」

㉖ 『類聚三代格』延暦二〇年（八〇二）一〇月二九日付 太政官符「応、如決、罰神郡司二事」

㉗ 『類聚三代格』弘仁二年（八二二）八月二二日付 太政官符「応、令伊勢大神宮司檢、納神郡田租二事」

㉘ 前掲第二章一三、なお、これと近い見解を示すものとして時野谷滋『神戸の丁数と租数』『神道史論叢』瀧川政次郎先生米寿記念論文集

国書刊行会一九八四がある。

③ 郷は原理的には領域をもたない単位であるが、ここでは或る郷に属する集団が多く居住する範域を郷の領域としてとらえておきたい。

④ 封戸の呼称についてふれておきたい。表一に示したように、大同年間の『新抄格勅符抄』や『延喜式』では、封戸の名称によって度会神郡・多気神郡と諸国神戸が一括されていることがみてとれる。また、

「大神宮封多気度会兩神郡百姓」という例や、飯野郡封戸や伊賀国封戸といった神戸や神郡に置き換え可能な例も存在していることがわかる。すなわち、このことから封戸という呼称が神戸に属する人間と神郡に属する人間を統合するものとして使用される場合と、神戸百姓ないし神郡百姓という表現に変えることのできる場合の二通りがあったことがわかる。

第三章 神郡領域の排他性と内部結集

領域性の一つの性質として外部からの接近を排除すると同時に内部間の関係を緊密化する性向があるだろう。本章ではまず接近の排除から分析し、その後で範域内の関係の強化・糾合について論じる。この両者は表裏の関係であり両者を明確に分けて論じることは困難である。従ってこの区分は便宜的なものに止まらざるを得ないことを最初に断っておく。

第一節 神域意識の具現化と接近の排除

まず社会を形付ける空間がどのようなものであったのかという点に注目し、領域の具体的形態である神界について考察したい。具体的には神界の現地比定を行った上で、領域性に基づいた接近の排除の問題を検討する予定である。

(一) 神界をめぐる

延暦二三年(八〇四)に内宮から神祇官に提出された解文である『皇太神宮儀式帳』に「神界以東石井庸。赤井嵩。朝熊嵩。黄楊嵩。尾垂嵩等為三山界。北比奈多島。峯島。志婆埼。酒瀧島。阿婆良岐島。大島。屋島。歌島。都久毛島。石島。牛島。小島等為三海界。以南志摩國鵜棕山嵩。錦山坂並為三山界。以西伊勢國飯高下樋小河。此稱三神之遠界。常入參太神宮使使鈴口塞。飯野郡磯部河稱三神近界。以北海限。」^①とあって、神界というものが設定されていたことが知られる。

『皇太神宮儀式帳』にみられるように神界は内宮祭神であるアマテラス神に關係したものであり、現実には度会郡および多氣郡（飯野郡）の二ないし三郡と周辺との境界であった。しかしながら行政に關係する郡界と神界はその認識の仕方においては異なっており、領域性の観点を採用する本稿で問題としたいのは、イデオロギー的な側面と關係する神界と、神界というイデオロギー的境界と密接にかかわって存在したと考えられる神郡領域からの排除の問題である。

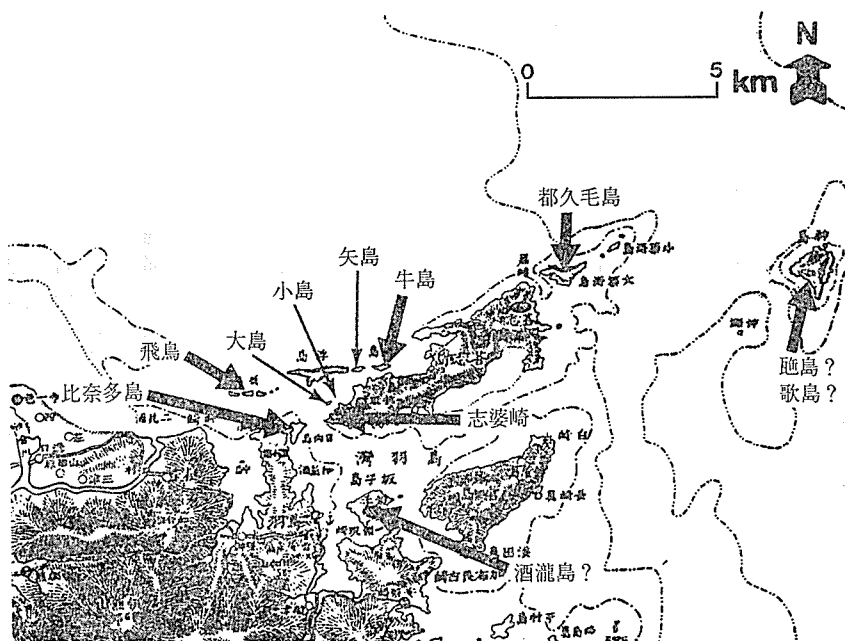
神界を構成している山や川、島の考証は『太神宮儀式解』^②を著した中川経雅や『神宮典略』^③を著した藺田守良等の手によって江戸時代から行われている。そこで本稿ではその成果を参照しつつ、神界の現地比定を行って行きたい。

まず、東の海界の島々は志摩国答志郡に属する島々である。個々の島が現在どの島に当たるかという点については、諸説あるものの、定説は存在していない（表三、図三）。

次に山界について検討する。朝熊嵩は現在も有名な朝熊山である。黄楊嵩や石井嵩の位置を示すような史料は全く存在しておらず、先学もほとんど考証を行っていない。赤木嵩について中川はその位置は不明であるとしている。けれども『加茂五郷地誌』白木村の項に「赤木嵩村の西に峙ち（略）白木川は赤木嵩の麓に発し」「唯私称に出ずるものは赤木嵩なり。」^④とあり、赤木嵩は白木村の西方の山に当たると考え得る。藺田は「伊勢国境の方に白木峠と云處あり。赤も白も同義なれば、古今の轉語にもあらんか」「此は志摩国五智村に出たる道なりといふ」と述べており、先の推定と一致している。ただ、『神宮典略』は文化末年から天保初年に著された書物であり、『加茂五郷地誌』は明治一七一年ころにまとめられたものであることを考えるなら、『神宮典略』の記述が『加茂五郷地誌』に影響を与えた可能性も否定できない。しかしながら赤木嵩の位置を示す手掛かりは他にはなく、一応、白木村の西方にある山が赤木嵩であると考えておきたい。尾垂峯についての資料としては『類聚国史』天平宝字三（七五九）一〇月一五日の「於是遷尾垂剡於葦淵。」^⑤という記述が重要である。この記事から判断する限り尾垂と葦淵は全く異なったところにあるのではなく、比較的近接している何らかのつながりがあるところに位置していたと考えるのが妥当であろう。よって葦淵と尾垂を関連したものとして考察を進める。

第3表 東の海界の島々の比定地一覧

	大神宮儀式解	神 宮 典 略	私 案
北比奈多島	二見浦立石崎から小浜村へ渡る中間にある島	陽田郷に属する島か？	日向島
施島	神島	神島にて粟御子神社の中島	神島？
志婆崎	柴が崎		柴が崎
酒瀧島	坂手島か？	高波により水没	坂手島？
阿婆良伎島	飛島	二見町松下北方の海辺	飛島
大島	不明、桃取か？	阿婆良伎の崎から見える島々	不明
屋島	不明	阿婆良伎の崎から見える島々	不明
歌島	不明	阿婆良伎の崎から見える島々	神島？
都久毛島	筑海島	阿婆良伎の崎から見える島々	大筑海島, 小筑海島
石島	不明	阿婆良伎の崎から見える島々	不明
牛島	浮島	阿婆良伎の崎から見える島々	牛島
小島	不明、嶋山か？	阿婆良伎の崎から見える島々	不明



大字は、島々の比定
 小字は、関連する可能性のある小字名の位置を示す
 輯製20万分の1地図「山田」(参謀陸地測量局：明治19年)

第3図 東の海界の島々の比定

さて葦淵は現在の度会郡南勢町押淵ないし島羽市堅神付近に比定する二説がある。^⑥ 藺田や井坂丹羽太郎は前者の説をとっており、吉田東伍や大西源一は後者を主張している。現状では前者の説がより通説的な地位を占めているが、以下に述べるような理由から再考の余地がある。第一に葦淵に類似する字名は南伊勢に多数存在しており、地名の類似のみを根拠として押淵を南勢町葦淵に比定することは早計である。第二に南勢町押淵が神郡へ編入するだけの重要性をもつ場所であったかが疑問である。先の『類聚国史』天平宝字三年（七五九）の記事に見られるように、国境変更後に神宮に奉幣が行われていることは、^⑦ この国境変更の動きは神宮と関連をもつ勢力が神宮の権威を背景にして主張した可能性がある。^⑧ また伊勢国度会郡から志摩国への官道は度会駅家から志摩国鴨部駅家・磯部駅家を経て志摩国府に至ったと考えられており（図二）、志摩国府を目指す主要官道が南勢町押淵を経由していたと考えた場合、かなり遠回りになるだけでなく、公式の駅である鴨部・磯部駅家を設ける必要もなくなってしまう。その上、地形から見てもそのような押淵を経由するようなルートは想定できない。また、尾垂には刻が設けられていたことにも留意すべきである。刻は国境を横切る主要道の上に設置されることが多かったと考えられている。^⑨ これは尾垂が主要官道沿いの国境付近に存在したことを裏付けるものであり、よって尾垂および葦淵を官道から遠く離れた南勢町押淵に比定する見解には賛成できない。主要官道との関連で考えるなら、現在の伊勢市朝熊町の尾谷、鮎谷、合上といった小字名が注目を引く。また、近世の段階で現在の島羽市街を流れる妙慶川が伊勢国と志摩国との境界であるとされていたことが知られている。これらの地区は地形上、峠をなしており、ここに先にのべた主要官道が通過していたと考えられる。以上、葦淵や尾垂を示すような決定的資料はないものの、^⑩ 現在の島羽市堅神を中心として伊勢市朝熊町東部の山間部や島羽市街地付近に葦淵及び尾垂峯があったと推測しておく方が合理的であるだろう（図四）。

次に南側の神界について検討する。南側の神界の記事を中川は「志摩國鵜棕嵩。錦山坂みな山界を為す。」と読み、鵜棕嵩と錦山坂が神界をなしていたと解釈している。藺田は「志摩國鵜棕嵩。錦山さかならびに山界を為す。」と読み、「鵜

棕嵩と錦山の坂が並びたるにあらず。」と説明し、鵜棕嵩から錦山までが屏風の如く連なって堺をなしていると主張している。私見によれば、地形に即して言うなら連なった山々が志摩国と度会郡との境界を形成していたと言えるが、その山々の中で鵜棕嵩と錦山の二つが特に名前をあげられているのは、後述するような領域のネットワークによる認知と関連して、この二つの山が度会郡から志摩国への交通路と関連して把握されていたためと考えられる。

西側の境界である磯部河・下樋小河については中川と藺田に加えて御巫清直や大西らも比定を行っており、諸説が林立している^②。その中でも大西は詳細に先行研究を批判検討した上で、ほぼ妥当な説を提示していると考えられ、本稿でも磯部河は飯野郡と多気郡との境であり当時の櫛田川本流であった現在の祓川に比定したい。しかし飯高郡と飯野郡の境たる下樋小河は大西と異なり、内閣文庫に収められた『櫛田川下流古図』及び空中写真判読から真盛川にあてたい。

以上、神界の具体的な位置の検討を行ったが、その結果を図示したのが図五である。すなわち、東側の神界は神郡と志摩国答志郡との境界を示し、南側の神界は神郡と志摩国英虞郡との境界、西側の神界は神郡と伊勢国飯野郡ないし飯高郡との境界を示していると思われる。そして図五によれば、神界は山や川、島といった基本的に目立った自

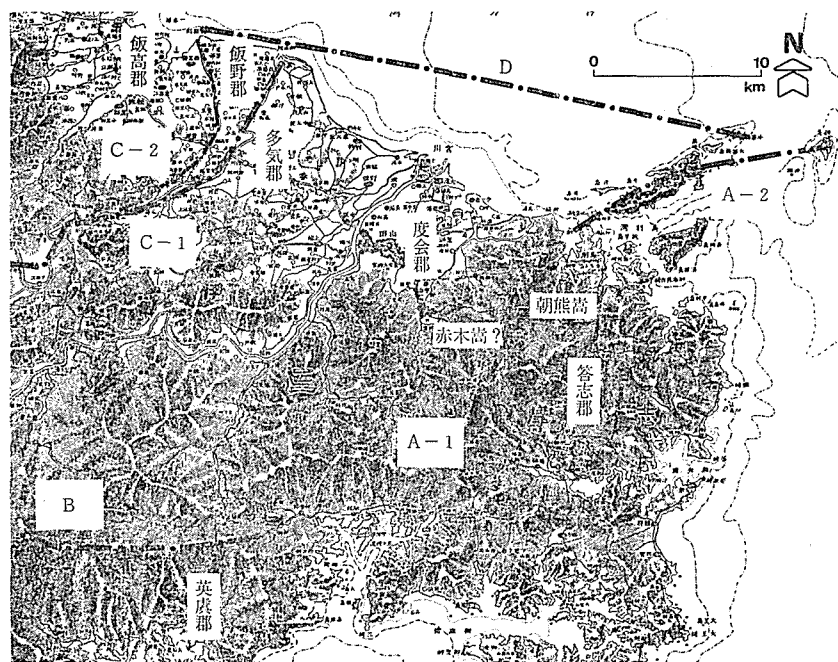


○印は尾垂刳比定候補地
5 万分の 1 地形図「答志」（国土地理院：明治23年測図，昭和29年発行）及び「鳥羽」（国土地理院：明治25年測図，昭和41年発行）を50%縮小。

第 4 図 尾垂刳比定地案図

然地形によって表示されていることがわかる。また、先にも述べたが尾垂峯が刻の存在するような主要交通路の付近にあったことは、神界が交通網と関連して認識されていた部分があったことを示唆しているだろう。このように目立った自然地形や交通路との関係によって領域が表示されることは、「主要な場所とそれらを結ぶ交通路のネットワークによって領域を認知する」という動物行動学の影響を受けた領域性の議論における領域認知の方法にほぼ適合するものであり、興味深い。

さて、以上のような具体的な神界の検討の上に立って、以下、神界という境界において示された伊勢神郡の領域性の具体的な事例の幾つかを検討する。『皇太神宮儀式帳』及び『止由気宮儀式帳』には禰宜以下の神官が伊勢国と志摩国との界の海に赴いて御贄を調達する行事が年に三回行われて



輯製20万分の1地図「山田」（参謀陸地測量局：明治19年）を50%縮小

A-1：東の神界（山界） A-2：東の神界（海界） B：南の神界

C-1：西の神界（近界） C-2：西の神界（遠界） D：北の神界

第5図 神界推定図

いたことが記されている。東海界の海域がこの漁が行われる伊勢と志摩との界に当たると思われ、『皇太神宮儀式帳』に「志摩国與伊勢国二之神界之神祭物」とある神界の神祭と関係があったと考えられる。この神界での漁が神界の神聖性ゆえに行われたのか、漁が行われる地点が神界になったのかは不明だが、神事のための贅と神界という境界に現れる神聖性は分かちがたく結び付いていたと推測しておきたい^⑭。また西の神界に関連する規制については「以西伊勢國飯高下樋小河、此稱^ニ神之遠界。常入參太神宮駛使鈴口塞。飯野郡磯部河稱^ニ神近界。」や「凡駛使入^ニ太神宮界^ニ者。到^ニ于飯高郡下樋小川^ニ止鈴聲。」若朝使來者。先留^ニ神郡界外。ト食後入。不^ニト食^ニ者。界外行^レ事。」とあるように、齋王や勅使が神郡に入る際には直前で祓を行ったことが主に平安時代の文獻史料などによって確認される。このような規制がいつ頃から存在していたのかについては残念ながら知り得ないが、この種の規制はかなり後まで影響を及ぼしている^⑮。すなわち中世を通じて川が神領と国領の境であり続けただけでなく、幕末期においても現在の松阪市西黒部付近の里老の言葉によれば「此川ハ神宮ノ外隄ニテ飯野・飯高ノ郡界ナル故、川ヨリ東ノ田ニハ糞水ヲソ、カス、西ニ憚ル事ナシ」という規制が残っていたことが知られる。

このような規制は神域意識が具体的な形態をとって神界という聖と俗の境で現れたものであると考えられる。よって次項ではその排除規制形成の歴史的展開について考察したい。

(二) 排除の歴史的展開

神郡である度会・多気(のち飯野)郡の支配に特に強く関係していたのは、内外宮の禰宜等の神宮神職を統括し祭祀の円滑な遂行を本務とする大神宮司と、度会郡などが属する伊勢国の支配権を握る伊勢国司である。郡司は通常の郡の場合、国司の配下として在地支配を行う存在であるが、神郡においては神事への関与を理由として怠慢を引き起こし、大神宮司等の勢力と結び付く傾向もあった。また齋王の居地である齋宮の事務を司る齋宮寮の長官と伊勢国司とが兼任される例が多くあり、齋宮寮は八・九世紀には政治的に国司と深く結び付いていたことが分かる。これらが伊勢神郡の支配に関与す

る主な存在である。

さて神祇令の規定によれば神戸の調庸及び田租はすべて国司が検校することになっており、諸国の神戸の調庸田租などは国司の手を経て大神宮司に給されたと考えられる。また、延暦二年（七八三）の『伊勢国計会帳』^②や『類聚三代格』所収の弘仁十二年（八二二）の官符に引用されている延暦二〇年（八〇二）の官符によれば八世紀末の段階で国司が神郡の調庸田租の徴納及び神郡司等の考選を行っていたと考えられ、八世紀の神郡の行政は国司―郡司の系統によって掌握されていたと推測される。③。しかしながら弘仁十二年の太政官符に引用されている延暦二〇年七月一日の官符により、神郡の調庸田租は国司の検校から国司神主共に関与するように改められた事が分かる。また延暦二四年（八〇五）には神宮側が天下貴社である点に訴えて国司の検校を排除することに成功している。④。弘仁六年（八一五）には他国の神税をもって神宮祭祀の料の欠を補うことが行われるようになり、再び国司が神宮経済に関与するようになった。⑤。そして弘仁七年（八一六）―二月二一日に崇によって国司による神郡の正税出挙並びに刑罰が停止されている。⑥。さらに大神宮司には弘仁八年（八一七）に神郡雑務^⑦が、弘仁十二年には神郡田租の検納が委ねられた。⑧。弘仁八年の太政官符で委ねられた雑務の内容は神社の修理、薄池の修理、桑・漆の催殖、正倉・官舎の修理、百姓訴訟の決罰の六カ条であった。これらは本来、国司の任務であったが、神郡では決罰権を停められ、神郡の人間を雑徭に使役して任務を果たすことができず、国司の交替事務にも支障を生じるようになったため、神郡雑務が大神宮司に委譲されたと考えられている。⑨。

しかし、弘仁年間の二つの官符によって、大神宮司が排他的な神郡支配を確立した訳ではなかった。例えば『続日本後紀』の承和二年（八四五）六月八日条の記事は斎宮寮の頭・助に大神宮並びに多気度会両神郡の雑務の検校を行うように命じたことを伝えている。斎宮寮は本来、伊勢にあった斎王に関する全ての雑務を取り仕切る機構であり、神郡の行政とは関係をもたないものであったが、延暦一〇年（七九二）以後、平安時代の初めには連続して斎宮寮の長官と伊勢国司との兼官が成立していた。⑩。当時の伊勢国の守である永峯高名は承和一年（八四四）に斎宮寮権頭を兼ねており、よって、この

承和一二年の勅の意図する所は、稻本紀昭が指摘するように斎宮寮＝国府による大神宮司などの神宮勢力に対する抑圧策であると位置付けられる。^③

そして国司ではなく斎宮寮に雑務を預からせたのは、神郡を神域とする意識が影響を与えて、直接に神郡の行政を行うことを困難にし、斎宮寮を経由して間接的に神郡を支配せざるを得なかったためであると思われる。これは、本来は国司が支配下の郡司に対して行う管理は太政官―国司―郡司という行政系統の問題であったが、神郡を神域として主張する領域性の作用によって、俗権たる国司の管轄領域と聖権たる大神宮司の管轄領域の問題へと問題のすり替えが行われたためであると考えることが可能である。すり替えとは Sack の説明によれば、「支配者と非支配者との関係への注目を「それがこの地の規則である」とか「ここではこれをしてはいけない」といったような文言が示すような領域への注目へとおきかえてしまう」ような領域性の一つの性質である。

大神宮司と伊勢国司との間には直接的な支配関係はないが、伊勢神郡を掌握するためには神郡司を監督する伊勢国司と対立することは避けられないと考えられる。伊勢国司と度会郡司・多気郡司の関係と大神宮司と両郡司の関係を比較した場合、制度的には伊勢国司の方がより強い関係をもっていた。大神宮司が下位に立たざるを得ないと考えられる伊勢国司との関係、ひいては朝廷との関係において、神郡がアマテラス神のための神域であり、俗権の管轄範囲外であるという主張、すなわち、或る空間の内部にある事物への注目を或る物事存在する空間の問題へとすり替えること、を行うことによって、大神宮司は弘仁八年の太政官符に端的に示されている如く、伊勢国司側の譲歩を得ることに成功し、その行政官としての権力を増大させることに成功したと考えられる。^④

以上のようなことは排他的な空間となりつつあった神郡という空間を媒介として大神宮司が俗権力たる国司権力の接近に対して強力な排除・規制を行いつつあったことを示すものであり、これについては幾つかの資料からも裏付けられる。すなわち宝龜年間には神宮神職の神事に関係する犯穢について専使をつかわして処分を行うとする決定、神郡内に設けられ

た太神宮寺の排除^⑤、神郡内の寺田・位田・他郡百姓の口分田等の排除^⑥が行われている。また、宝龜五年(七七四)には逃亡した神郡百姓の口分田地子を国司が正税に混合していたのを改めて神税とすることが決定されている。^⑦このような規定が後の神宮側の領域性主張に見られることは『平安遺文』におさめられた延長七年(九二九)七月一日付の勘注の中にある「然則件郡部中不可有^レ私地^一、就中依^二大政官去宝龜五年七月廿三日符旨^一、多氣度会兩郡界内所在^二私地^一、依^二明神御崇^一、祓清為^二神地^一已了^一、^⑧」という記述からも窺われる。

また、同様に領域性に関連した規定として『類聚三代格』に収められた延暦二〇年一〇月一九日付の太政官符^⑨によって国司が調庸租税の徴収を神事にかまけて闕怠する配下の神郡司を決罰する際に「神界之外將加決罰者。」とわざわざ伊勢神郡外に神郡司を連れ出して決罰を加えることの許しを請うていることがあげられる。また弘仁八年(二月二五日付)の太政官符^⑩の中で「百姓有^レ犯界外決罰。」とあることからみて類似した措置が百姓に対しても行われていたと考えられる。すなわちこのような動きは神社のもつ神聖性が郡の規模まで拡大されることであった。そしてこの場合の神社は国家神、天皇家の祖神として位置付けられていたアマテラス神であったため、郡の規模にまで拡大された神域的な規制は極めて強固なものであった。

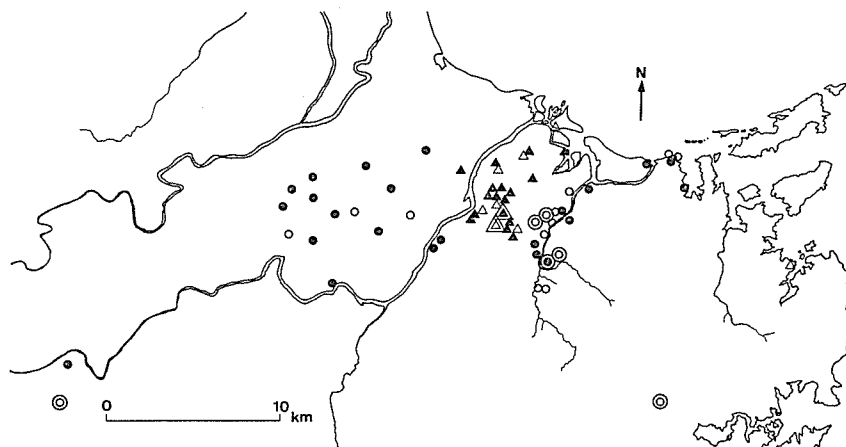
また、寛平九年(八九七)一二月二日には伊勢神郡に検非違使を置くことが許されている。^⑪国検非違使は国司の配下にあつて国司が直接、在地を掌握し支配して行く上での強制力となるものであり、国司の在地支配の要であった。伊勢神郡では伊勢国の検非違使は前でのべた神界の内部には力が及ばず、それゆえ大神宮司の配下に神宮検非違使が設けられるに至つたのであつた。^⑫一般に領域性の主張の貫徹には一定の領域内の法(規則)を強制する警察権の存在が極めて重要であることはつとに指摘されており、^⑬よつて九世紀末の検非違使設置は神郡の領域性の一つの到達点と言えるだろう。

第二節 帰属意識と神郡支配

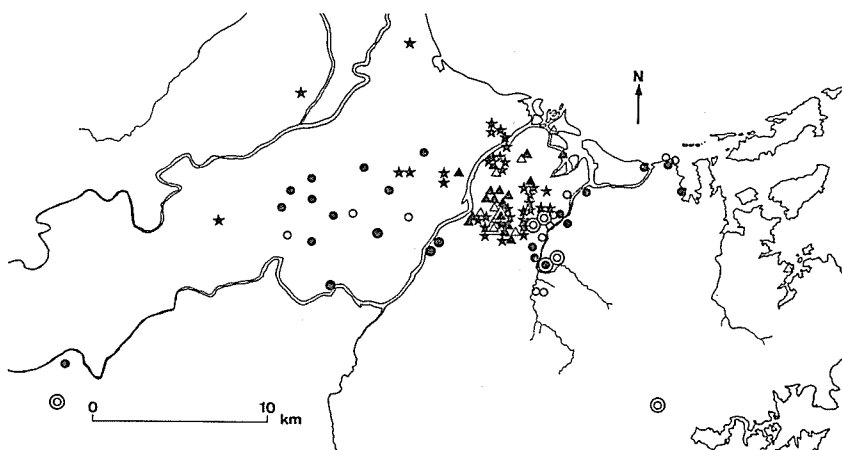
前節では、主に先学の成果に導かれる形で、大神宮司が領域性の原理を利用して外部の勢力の関与の動きを排除したことについて述べた。しかしながら令制の動揺はむしろ在地の変動との係わりによって生じてきたものであり、神郡を把握する上では在地との関係を強化することがより切実な問題であったと考えられる。これについて領域性の原理に基づく領域内の求心力の形成という側面から分析を加えたい。

伊勢神郡において国司と同等の権力を掌握し、神郡の排他的な支配を目指す大神宮司にとって、神郡内における大国莊等の大規模な莊園の存在や斎宮寮の在地での展開は看過し得ない問題であった。それゆえに神域的規制の完成から排他的な神宮権威支配の確立のためには、領域性に基づく支配のさらなる強化が必要であったと推測できる。その際に取られた領域性の原理に基づいた在地編成の戦略として、神宮祭祀の為の神郡に属する人間であるという帰属意識の植え付けがあった可能性を追求して行きたい。帰属意識は *Sense* などの研究では或る範域にたいする精神的一体感、空間的なアイデンティティとしてとらえられており、領域性が必然的に有する性質として理解されているが、*Sack* の見解では帰属意識を領域性の内在的性質ではなく領域性の性質の結合の産物と見なされている。これについては上田元も強調しており、氏は帰属意識を所与のものとしてみなすことによって発生し得る虚構性の陥穽を詳しく論じている。本稿ではこのような上田らの主張に則って帰属意識を領域的に定義される社会において「その領域の統制を主張・実行する主体が、「空間に対する帰属意識」の論理に訴える」戦略としてとらえる。このように帰属意識をとらえた上で、若干の事例を検討して先の推定を裏付けたい。

最初に通常、精神的な紐帯であったと考えられている神社を取り上げて検討する。⑦
まず注目すべきなのが延暦末期の『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』に記載された神宮の撰末社である。(図六④参照)『儀式帳』に記されている内宮の



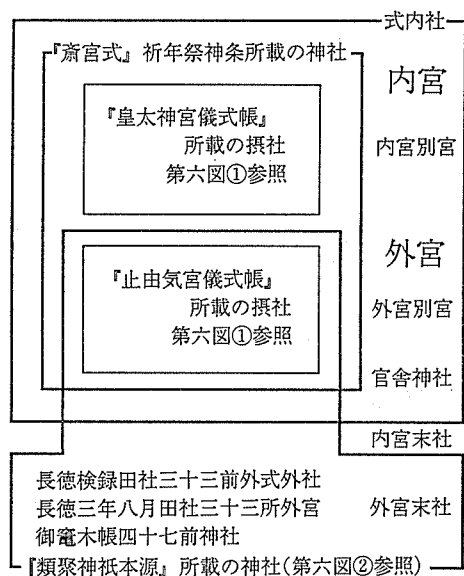
① 『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』にみる神社群の分布



② 『類聚神祇本源』所載の神社群の分布

●内宮 ○内宮別宮 ●内宮摂社 ○内宮末社
 ▲外宮 △外宮別宮 ▲外宮摂社 △外宮末社 ★『類聚神祇本源』所載の神社（摂末社を除く）
 基図は輯製20万分之1地図「山田」（参謀陸地測量局：明治19年）を50%縮小したもの。
 なお、物忌神社、河原饗社、中津山田饗社、阿佐賀社、雷社、落合社、大水社、河田社
 は所在地不明

第6図 神郡内の神社について



第6図 ③ 神郡内神社の包括関係

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤

系の下に把握することは氏族とその系譜を引く神郡内の人間を精神的に神宮に帰属させる手段であり、奈良期／平安初期ころの領域性の原理に基づいた領域内の糾合と関係して、神郡内の神社が内宮・外宮を中心とする体系の一部として秩序付けられ、『儀式帳』に記載された可能性を想定することもあながち的外れではないと考えることができるのではなからうか。このような撰末社には様々な祭に際して内宮および外宮を経由して幣が分与されたことが『儀式帳』および『延喜社』によって知られる。

さらに在地の精神的な核であった神社を撰末社のような体系の元に取り込む試みとして神郡内および神郡周辺の神社が『類聚神祇本源』^③に長徳三年八月三十三所外宮・長徳検録田社三十三所外社・御竈木帳四十七前社として書き上げられている例を挙げることができる（図六②参照）。これらの一覧に載せられた神社は撰末社以外の在地の社であると思われ、おそらくこれらの神社の把握は大神宮司の権力が神郡内へ浸透していく過程と周辺への支配領域の膨張傾向を示すものであると考えられる。^④

次に注目したいのが神民という呼称である。表一にあげたように、この呼称は『太神宮諸雜事記』宝龜六年（七七五）六月五日に初めて見えるが、より確実な初見は『類聚三代格』に収められた寛平九年（八九七）二月二日付の太政官符とすべきであろう。この寛平九年付の太政官符は神宮檢非違使を設置し、伊勢国檢非違使に代わって神郡内の警察業務を行うことを決定した官符であるが、第三章第二節で概観したように九世紀後半には神郡の領域性主張が強まり、国司の権力が神郡内に及び難くなる傾向が設置の背景となっていたと考えられている。そして『太神宮諸雜事記』宝龜六年の記事は神民と大神宮寺の僧の対立事件を記すものであり、大神宮寺という非神宮的要素の排除の過程で神民という語が使用されていることは興味を引く。また、神民の呼称は初期においては神郡に関連する局面でのみ使用されているが、『太神宮諸雜事記』の延長五年（九二七）の志摩国神戸と関連すると見られる事例や『平安遺文』の伊賀神戸の名張山預の職をめぐる事件の例など、一〇世紀半ば前には諸国に散在する神戸に関連する局面においても使用されていることがわかる。すなわ

ち、神民は神郡、そして後には幾つかの文献に見られるごとく、諸国の神戸を含んだ或る一定の領域に存在している人間を指す呼称であると推測され、さらに想像を逞しくするならば、神民という呼称はアマテラス神という神話的な象徴性をもった権威を背後におっているのとみることが可能であるだろう。つまり、神民という呼称は神郡を排他的領域とする大神宮司の領域性主張と深く結び付いている可能性が高いと思われる。

さて、このような神民に類似する呼称として皇民の語がある。皇民の語は『続日本紀』延暦二年（七八三）六月辛酉条に初めて見られる語であり、吉村武彦によれば「土人と浪人を同じ皇民という觀念に訴えることにより、必要なものを徴発せん」とする意図の元で使用された語であった。^⑤

浮浪人は公民制という律令体制から離脱した人間であり、王臣寺社の荘園に寄住して使役される者から富裕な者まで、さまざまな階層があったと考えられている。課役などを忌避する浮浪人の存在は、戸という人間の単位を基本に据えて、様々な税を収取するシステムであった律令体制の維持を危うくするものであり、政府はこれを検括して調庸等を徴収することを意図した様々な政策を施行している。^⑥

『延喜式』臨時祭神税条や『延喜式』斎宮調庸雜物条等から知られるように浮浪人は伊勢神郡にも存在していた。浮浪人の中には伊勢神郡以外の地から流入してきた者もいたと考えられ、浮浪人は本来は神宮祭祀の基盤に組み込まれていないと思われる。しかしながら律令制度に依存して神宮の祭祀を支えてきた大神宮司にとって、神郡内に存在しながら課役などを果たさない浮浪人を把握し、そこから調庸等を徴収することは、律令政府同様に、神宮祭祀の経済的基盤を強化するために、有効な方策であったと考えられる。実際『延喜式』臨時祭神税条によれば神郡の浮浪人は調庸を収奪される存在として位置付けられており、神祇官が管轄すると規定されていることから見て、現地では大神宮司が浮浪人を掌握して調庸を徴収していたと考えられる。ただ、浮浪人が収めた調庸が直接に神宮祭祀に関連するところで使用されたかについては明確でない。

もし仮に、その呼称の登場の時代と背景、皇民の語が神話的な象徴性に訴えている点のみをみて、皇民という語は神民という呼称の使用と対応する可能性も考え得るというアナロジーが許されるなら、神民の呼称を使用することは、神宮祭祀という目的のために神宮祭祀の維持者によって、従来の神戸百姓や神郡百姓といった本来的に神宮に奉仕していた人間に加えて、先にあげた例のように浮浪人等の元来神宮祭祀と関係のない人間を神宮祭祀の体系内に組み込む原理となっていた可能性を想定することが許されるだろう。^④

以上、このような神郡内の帰属意識の創出は先に第二節で述べたような神郡内の様々な人間を統一的な原理——そしてその原理に基づいた呼称が神民であると考えられる——の下に統合し、神宮という凝集の中心に対する奉仕の費用を徴収することを容易にする側面があったと考えられる。

そしてこのような領域性を明確に戦略的に使用したのが田堵等であったと考えられる。『平安遺文』に収められた承平二年（九三二）八月八日付の太政官符案には「而今得田堵等解状云、大神宮司符称、不_レ可_レ有_二仏地神郡之内_一者、件庄田地利不堪_レ弁_二進於東寺_一者^⑤、」とあり、田堵らが東寺に対して神郡の内には仏の地があつてはならないことを理由として地利をおさめることを拒んだことが分かる。すなわち、九世紀後半以降の伊勢神郡に新たに台頭しつつあった田堵たちが神郡内に存在していた東寺領の大国莊等内の土地を侵蝕していく過程で持ち出したのは大神宮司などの主張した神域意識であった。

この点を勘案するなら、支配者である大神宮司がおこなった囲いこみが成立し、先ほどあげたような基本的には上からの呼称である神民の呼称が受容され、神宮側の意図が成功するためには、特に田堵のような在地の中間層の動向が重要な点であったことが推定される。つまり伊勢神郡という領域から生まれる利益を外部者に奪われることを避けるためには、権力者たる大神宮司と被支配者との間に何らかの歩み寄りがあつた可能性がある。本節の冒頭でも述べたように大神宮司側としても在地の有力者層を把握することは祭祀基盤の維持には必要なことであり、大神宮司の官人体系への組み込み

等の手段によって在地有力者を自分の体制内に取り込んで行ったと考えられる。すなわちこれは領域を単位とした協同として考えることができる。つまり、律令制の動揺という事態に対応するために大神宮司は伊勢神郡という領域を単位として排他的なブロックを形成し、その内部で独占的な支配を行うことによって祭祀基盤の維持を図った。これに対して力を蓄えつつある被支配者の内の有力者は、その時々的情勢によって、戦略的に己に有利な側を選択して行なった。そして大神宮司を選択肢として選んだ場合、その内部へと、職を得る形で食い込んで行く形での対応を図ったと考えられる。^⑧すなわち、いわば本稿で考察してきた領域性の原理に基づいた支配は在地有力者の伸長と律令体制の衰退との相対的な安定の中で確立されたものであり、その相対的安定の崩れたときには、また新たな体制の確立が必要となるような過渡的なものであったであろう。しかしながら、先に考察したような帰属意識の創出は領域性の原理に基づいた支配の衰退後にも残り、その後の体制にも大きな影響を及ぼすことになったと考えられる。

- ① 『皇太神宮儀式帳』なお、これとは同内容の記事が『神宮雜例集』にも収められている。ここで『儀式帳』の資料的な性格についてふれておきたい。榎村寛之（『「神宮儀式帳」に見える賛史料の信憑性について』続日本紀研究二四四 一九八六）が論じるように『儀式帳』の古写本は鎌倉時代のものであり、特にこの部分は後には神宮が神郡に対して排他的な支配を主張する際の根拠として働いたと考えられ、全く後世の追筆がなかったと言えない。しかし追筆を確証する資料は存在しておらず、基本的に延暦年間に溯り得ると考えておきたい。ただし「常入参太神宮駅使鈴口塞」の部分はある写本では小さい字で書かれていることやその内容から見、後世の追筆である可能性が比較的高いだろう。
- ② 中川経雅『太神宮儀式解』（前）
- ③ 藺田守良『神宮典略』（後）
- ④ 松本茂一『島羽藩政下の農村』新人物往来社 一九八四 六九頁
- ⑤ 『類聚国史』天平宝字三年（七五九）一〇月一五日
- ⑥ 前掲第三章三、井坂丹羽太郎『志摩国旧地考』精新社 一八八三、吉田東伍『大日本地名辞書 上巻』富書房 一九〇〇、大西源一『志摩国疆域沿革考』歴史地理 一九一・二 一九一二
- ⑦ 前掲第三章五
- ⑧ 吉田や大西はこの国境変更によって伊介郷が度会郡に編入されたと考えているが、その関係は現存する資料の限りでは不明であると言わざるを得ない。
- ⑨ 藤本利治『歴史時代の集落と交通路―三重県について』地人書房 一九八九 一二一―一三九頁
- ⑩ 館野和己『日本古代の交通政策―本貫地主義をめぐって』『日本政治社会史研究（中）』塙書房 一九八四

- ⑪ 現存する検地帳、明治期に作成された地籍図等にみられる地名について、調査を行ったが、有力な手掛かりを得ることはできなかった。
- ⑫ ①御巫清直「三河考」『神宮神事考證』(下) ②大西源一「伊勢神郡の北界下樋小川及び磯部川」『神道史研究七』一一 一九五九
- ⑬ P. Leyhausen 'Dominance and territoriality' in *Complemented in Mammalian Social Structure*, A. H. Esser, ed. "Behaviour and Environment: The Use of Space by Animals and Men" Plenum Press 1971. また、佐々木高弘「畿内の四至」の防御地点としての性格について「関塞の存在の可能性」『歴史地理学』一四二 一九八八など」はこのような territoriality (縄張り行動) の観点から畿内という領域の考察を試みている。
- ⑭ 桜井勝之進「賢海神事と境界」『社会と伝承四』一一 一九六〇
- ⑮ 『延喜式』大神宮 駅使条、郡政条
- ⑯ 後世の『中右記』などによっても西の神界での祓が行われたことが確認できる。
- ⑰ 前掲第三章二) ①
- ⑱ 一〇世紀には禰宜などの神宮神職は禰宜庁を形成し、宮司庁と対立関係に入ることが知られている。しかしこの段階では禰宜等はその補任権を握り、位階も上位である宮司の支配下にあったと考えられる。
- ⑲ 前掲第二章二七)
- ⑳ 井後政晏「律令時代における斎宮寮官―伊勢国司との関係を中心として」『神道史研究一九』一一 一九七一
- ㉑ 『大日本古文書』編年文書第廿四、『尊卑遺文』上巻
- ㉒ 前掲第二章二八)
- ㉓ 伊勢神郡および神戸の調庸および田租をだれのように管理していたかについての歴史的な変遷を追う場合に、見逃し得ないのが、弘仁二年八月二日付の太政官符である。もっとも、この官符単独で

は、いくつかの神郡と神戸の管理の変遷過程を想定することができるといえる。特に国司が管理に関与していた「中間」という語であらわされる時期が何時にあたるのかについては諸氏、説の一致をみない。これについては荒井秀規「神郡の田租をめぐる―伊勢国神郡を中心に」『地方史協議会編』『三重―その歴史と交流』雄山閣 一九八九が諸氏の説を検討して、(イ) 大宝令施行(奈良朝初期)より、延暦二〇年まで、あるいは同二四年まで、(ロ) 延暦二〇年より同二四年まで、(ハ) 弘仁六年より同二四年まで、の三つに整理した。その上で、氏は『神宮雜例集』に収められた宝龜五年七月二三日と八月二七日の官符を依り所として、「宝龜五年以前から神郡内民戸の口分田田租は国司ならぬ神宮司に勘納・支用権があった」とされた。そして、(ハ) 説では「神祇官解の申上された時期と「中間」とが同時期となる不自然が起る」ことを理由として最終的に「中間」が(ロ)に当たると結論づけられた。よって氏説では、国司が関与していたのは延暦二〇年～延暦二四年、弘仁六年～弘仁二二年の間だけであり、その他は大神宮司が勘納・支用権をもっていたことになる。しかしながら、筆者が見るところ、(ロ)の成立する可能性よりも、氏があり得ないとした(イ)の変遷が成立する可能性の方が高いように思われる。まず、荒井が(イ)説の否定に用いた宝龜五年七月二三日の太政官符に注目したい。この官符は『神宮雜例集』に収められたものであり、度会・多氣郡にある他郡の百姓の口分田などを排除すること、神郡の逃走百姓の口分田の地名を正税にしていたことを改めて神税とすることの二点を命じたものである。官符は太政官から伊勢太神宮司に下されたものであり、大神宮司が神郡の田租などの検納を行っているようにも理解できる。しかしながら、注意したいのが、最後の「右二条事、国司依件施行」の一文である。国司が他郡百姓の口分田等を割り出し、正税と逃走した神郡百姓の口分田の地子を混合および分離することができるのは、国

司が神郡内の田租などの検納に何らかの形で関与していたためと見るほうが穏当であると思われる。次に、より重要な点としてやはり延暦二年の『伊勢国計会帳』に注目したい。これについては、瀧川政次郎『伊勢国計会帳と大神宮(上)(下)』神道史研究二一四、五一九六三)が明らかにされたように、延暦二年の段階で、伊勢国司が道後の水田を管理していたこと、神郡司などの考課をおこなっていたことが知られる。よって以上、二点から(エ)説よりも(イ)説のほうが妥当であると考えられる。

- ②④ 前掲 第二章二八
- ②⑤ 前掲 第二章二八
- ②⑥ 前掲 第二章二六
- ②⑦ 前掲 第二章二六
- ②⑧ 前掲 第二章二八
- ②⑨ 前掲 第一章四) ⑧
- ③⑩ 前掲 第三章二〇
- ③⑪ 永高高名はいわゆる「良吏」であり、佐藤宗諱「平安初期の官人と律令政治の変質」史林四七―五 一九六四)が示したような「良吏論」によるならば、高名は先に述べたような積極的な国内管理を行ったと考えられる。
- ③⑫ 稲本紀昭「斎宮寮とその経済」三重大学教育学部研究紀要二九―三一七八
- ③⑬ 弘仁八年(八一七) 二月二五日付の太政官符が国司側の事情を示すものであることが前掲 第一章四) ④で指摘されている。
- ③⑭ 『神宮雜例集』 第四 神封事
- ③⑮ 『類聚国史』 宝亀二年(七八〇) 二丙申朔 など
- ③⑯ 『神宮雜例集』 第四 神封事
- ③⑰ 『神宮雜例集』 第四 神封事及び『類聚三代格』 宝亀五年(七七四)

八月二七日付太政官符「応収収神郡百姓逃亡口分田地子事」

- ③⑱ 『平安遺文』〇三三三
- ③⑲ 前掲 第二章二七
- ④⑰ 前掲 第二章二六
- ④⑱ 直木孝次郎『日本古代の氏族と天皇』 塙書房 一九六四、前掲第一章二) など
- ④⑲ 『類聚三代格』 寛平九年(八九七) 二月二日付 太政官符「応収伊勢大神宮神郡検非違使二事」
- ④⑳ ①黒田紘一郎「神宮検非違使の研究―国郡検非違使との関係について」日本史研究一〇七 一九六九、②渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館 一九七二
- ④㉑ R. J. Johnston 'Territoriality of law' Urban Geography 11-6 1990
- ④㉒ 前掲 第二章七、第一章〇) ③
- ④㉓ 前掲 第一章六) ①
- ④㉔ 例えば度会郡城田郷にあった内宮摂社鴨神社と内宮末社鴨下神社は斎宮寮水司をつとめた鴨氏と深い関係をもつ社であった(倉田直純「ヘラ描き土器「水司鴨」について」三重の古文化四七 一九八四)。また関口明・追塩千尋「九世紀における国司の特質―所謂「良吏論」に関連して」史流一五 一九七四)は九世紀中葉から後期に集中する神社の官社化(式内社化)を在地農民層の抵抗基盤である在地神の国家的掌握としてとらえている。
- ④㉕ 前掲 第二章二六
- ④㉖ 岡田精司「伊勢神宮を構成する神社群の性格」立命館文学五二 一九九一
- ④㉗ 八つの神郡の内、意宇神郡を除いては比較的小数の式内社しか存在していない。

⑤① この点を理解する上で、西宮秀紀『律令制国家の〈祭祀〉構造とその歴史的特質―宗教的イデオロギー装置の分析―』(日本史研究二八三一九八六)が「朝廷の奉幣・班幣行為は、在地独自の〈祭祀〉構造に依存しつつ、天皇の宗教的「精神」支配が「宮・社」を結節点として、在地に浸透する仕組みになっていた(三九頁)」と指摘している点は示唆的である。

⑤② 『類聚神祇本源』は元応二年(一三三〇)に外宮神官、度会家行の手によって編纂されたものであり、少なからず外宮のプロバガンダ的な色彩のあるものである。そして本稿が使用している部分は長徳年間(一〇世紀末)以降の部分であるが、資料の成立状況からみても全幅の信頼を置くことはできない。また外宮の神社把握の状況しか向うことができない点においても限界がある。しかし仮にその記載内容が後世に下るとしても、少なくとも一四世紀初頭の状況―それが実体的なものであったか、あるいはないものであったかは議論の余地がある―を示しており、その点で興味深い内容を含んでいるといえる。

⑤③ 神宮の摂末社と類似した体系として斎王が奉幣を行う神社の体系がある。斎王は年二回、度会郡と多気郡の式内社のほとんどに奉幣を行う。ここでこのような神社の分布について考えておきたい。神宮の摂末社の分布は度会郡に限定され、また斎王の奉幣を受ける神社の分布も度会郡・多気郡の二郡に限定されていることからこのような神社の選定は郡の領域にのっとって行われたと考えられる。神宮の摂末社が度会郡のみに分布している理由は不明であるが、度会郡は神宮の所在する郡であり、多気郡に比べて神域という色合いが濃かった可能性はある。十分な説明ではないが、取り敢えず、ここではこのように考えておきたい。

⑤④ 外宮系の神社の多かった地域を包み込むような形で外宮の四至が延

長四年(九二六)に設定されたことが『神宮雜例集』に所載された神祇官符から分かる。この四至が延長年間に成立していたかという点は資料の性格からみて断言はできないが、少なくとも一二世紀以前にはそのような規制があったことは確実である。これは神宮権力(この場合おそらくは外宮系神官とそれに連なる人々)による新たな領域の確定、さらには大神宮司の主導の下に確定された大神宮四至からの離脱であり、新たな領域性の発生を意味していた。

⑤⑤ 『平安遺文』〇二五〇

⑤⑥ 西垣清次『律令体制の解体と伊勢神宮』(史潮五六 一九五五)によれば、神民は「祭祀を掌る職掌人の構成する祭祀圏の外郭にあり、祭祀圏を支える奉仕圏ともいべきもの」(四〇頁)であり、神人の概念とはほぼ同様のものであると考えているが、『平安遺文』〇二三四などに見られるように広く神郡ないし神戸に属する人間が神民と呼ばれたと考えられるほうがよい事例と、西垣が指摘するような事例の二つの場合があったとみるべきである。

⑤⑦ 吉村武彦『日本古代における律令制の農民支配の特質』(一九七三年度歴史学研究別冊 一九七三 四三―四四頁)

⑤⑧ 加藤友康『浮浪と逃亡』(日本村落史講座四 政治―雄山閣 一九九一)などにその展開がまとめられている。

⑤⑨ 野田嶺志『九世紀における農民支配の変質―「公民」から平民・百姓へ』(『赤松俊秀教授退官記念国史論集』一九七二)は呼称例の変化と収奪の在り方の変化を関連づけて論じている。

⑥① 『平安遺文』〇二四二、四五六〇

⑥② 神民から選ばれる検非違使職に在地の有力者が補任され、彼らはその職を利用してさらに在地に勢力を伸ばして行ったことは前掲第三章四〇)⑧などの研究に詳しい。

第四章　むすびにかえて

本稿では伊勢神郡を取り上げて、領域性と関連づけて八世紀末から九世紀末の伊勢神郡の再編成過程について論じてきた。本章では八・九世紀の伊勢神郡という歴史的文脈における領域性の性質についての考察の総括を行い、今後の課題について述べてみたい。

まず最初に提示した *Saga* の議論においては或る一定の範域の内部にいる人間をどのように把握するのかという議論を踏まえて、第二章において神郡内の人間の構成について考察を行った。その結果、駅戸などを除いた神郡は一般民戸からなる郡であるとする説の成立する可能性に加えて、神郡はその成立期においてはさまざまな属性の人間がいたが、八世紀中の或る時点までに神郡の領域を単位とした分類に基づく編成原理へと移行したことを想定することができる事を指摘した。また、どちらの説に従う場合においても、神郡百姓という領域と関連した呼称をもちいることは、領域性の性質のひとつである種類によって分類することや数え上げることの必要を省き、支配することを行っていた可能性を示すものと考えられる。次に第三章においては、*Saga* の指摘する二番目の領域性の性質の議論を踏まえて、まず神界を取りあげて検討を行った。そしてその結果、神界によって画された領域はアマテラス神という極めて強力な権威を具現化した空間であり、それによって伊勢神郡の領域は俗権たる国司勢力の関与を排除する効果をもつ神域的空間となったことを明らかにした。それゆえ、神界は排除等に関する象徴的な形態であったと考えられる。また国司対郡司の行政管轄に基づく支配系統の貫徹の原理の問題が、神宮とその聖性を帯びている神郡の領域性の効果によって俗域対聖域の問題にすり替えられたと思われる。このような領域性の側面から国司の関与を排除する動きは領域性の有効性を十分に生かしたものであった。また、大神宮司の配下に検非違使を置くことは領域内で有効な法の浸透に効果があつたと考えられる。そして、在地の社を摂末社等の体系に整備することは帰属意識を創出する効果があり、神宮の経済的基盤たる在地の諸勢力・諸関係を編成し、

組織化するうえで重要な施策であった可能性がある。このような、領域の外部からの力の排除と領域内部における求心性の問題は *Sack* が指摘した三番目の領域性の性質と関連するものと見られるだろう。

以上、領域性の観点から伊勢神郡の八・九世紀の動向について、試論を展開してみた。空間と密接なかかわりをもって展開して行った八・九世紀の伊勢神郡の動向は、空間の理論としての領域性概念から見ると、従来の説を深めるのみならず、新たな歴史地理学研究の可能性も提示することができたと思われる。ただ、本稿は領域性という観点を中心として対象に接近したため、神郡の権力構造や祭祀の体系といった社会組織の分析については、行論上必要な側面にしか関説することができなかった。それゆえ、このような伊勢神郡の社会組織構造については稿を改めて考察を展開したいと考えている。

ところで、本稿で拙いながらも描出することに努めた空間と社会の関係の問題は、特に英語圏、そして日本においても、近年の地理学研究の一つの焦点となっている。そして、一貫して空間の問題を追及してきた *Sack* が領域性について検討を加えたのも、そのような研究の潮流に沿うものであったと言える。けれども、空間の理論としての領域性概念について詳細な考察を行った *Sack* の研究にしても、領域性の問題を空間―社会のフレームワークに十全に位置付けることに成功しているとは言いがたいように思われる。よってさらなる考察に際しては、領域性概念を精緻化し、空間―社会のフレームワークの中に位置付け、さらに領域性概念と空間―社会のフレームワークの両方共を止揚・発展させることが必要であると考えられるが、この点については別の事例によって考察を深めて行きたい。

〔付記〕 本稿作成に当たって、徳川林政史研究所及び三重県庁総務部学事文書課県史編纂室等の関係諸機関の方々には資料閲覧に際して御世話になりました。末筆ながら記して感謝いたします。

（京都大学大学院生

The Reorganization of the Ise shingun (伊勢神郡):
An Exploration of Territoriality in Eighth and
Ninth Century Japan

by

HORI Takehiko

It is widely known that Ise Shrine was a very important shrine in ancient Japan. The shrine's properties consisted of *shinden* (神田), or shrine paddy fields; *kanbe* (神戸), a group of households attached to the shrine; and the *shingun* (神郡), a district that served as the basis for religious services and associated with special shrines such as Ise Shrine and Izumo Shrine.

Recently, there have been many studies of the Ise shingun (伊勢神郡). Among others, Ryousuke Kumada maintains that the development of the Ise shingun at the end of the eighth century was characterized by the sacralization of land belonging to the shrine. It is useful to consider the development of the Ise shingun with reference to the concept of territoriality, defined by R. D. Sack as "the attempt to affect, influence, or control actions, interactions or access by asserting and attempting to enforce control over a specific geographic area." In this paper, the author will adopt Sack's definition, and try to explain the reorganization of the Ise shingun in the 8th and 9th centuries according to the three essential characteristics of territoriality.

First, the author considers the organization of the Ise shingun, and proposes that residents of the Ise shingun, who had been classified by type (such as the *kanbe*) in the seventh and eighth centuries, came to be organized instead according to their place of residence. This change can be understood as a basic tendency of territoriality: classification by area rather than by type.

Second, the author investigates the *kamusakae* (神堺), which bounded the territory of the Ise shingun, and suggests that the *kamusakae* was defined by an ideological perception of and a movement of exclusion from the Ise shingun. This discourse can be as an indispensable aspect of territoriality.

Third, the author discusses the feeling of attachment to a specific geographic location manifested in the integrated system of local shrines in the Iseshingun, and shows that this strategic use of territoriality could be a most efficient tool for controlling the residents of the Ise shingun.

Finally, the author concludes that the socio-political reorganization of the Ise shingun was intimately tied to spatial logic: the three fundamental attributes of territoriality and their interactions.